

危険ドラッグ対策の充実強化（案）

近年、危険ドラッグに起因する危害が全国各地で多発しており、「使用した者への健康被害」に加え、「交通事故などの二次的被害」により無関係な人々の尊い命まで奪われている現状は、まさに「テロ行為」にも匹敵する「異常な事態」となっている。

「薬物による危害のない社会」の実現に対する社会的要求は切実なものとなっており、国・都道府県等に対しては、危険ドラッグの撲滅に向け、断固として取り組むことが強く望まれている。

危険ドラッグはインターネットを利用した売買などにより、広範囲に出回っていることから、関西広域連合においては、「府県域を超えた体制」で取り組むべき課題と認識し、圏域内における「検査体制の充実」など、連携した取り組みを行っているところである。

国においても、これまで薬事法において、「包括指定」や「緊急指定」など指定薬物の迅速な指定、「無承認医薬品」としての販売規制など、規制・取締りの強化を図っているが、「新たな薬物の出現」を完全に押さえ込むには至っていない。

危険ドラッグに起因するあらゆる危害から、「国民の生活・生命」を守るため、各種対策のさらなる充実強化を求め、次のとおり提案する。

1 「危険ドラッグ非常事態宣言」など社会意識の醸成に向けた強力な啓発

危険ドラッグの危害により、無関係な人々の「健康・生命」まで奪われている現在の「異常な事態」を踏まえ、国として「危険ドラッグ非常事態宣言」を発するなど、従来以上に危機感を持った啓発を行うとともに、特に、危険ドラッグの使用拡大が危惧される若年層を対象に、その「真の危険性」を強く訴える「効果的な啓発」を強力に進めること。

2 水際対策の強化

危険ドラッグの製造原料となる物質のほとんどが、海外から密輸されている現状を踏まえ、税関における検査・監視を強化するため必要な体制整備を行うなど、水際対策のさらなる強化を図ること。

また、国際的な協力の下、危険ドラッグ原料物質の輸出国側における規制強化を強く働きかけること。

3 危険ドラッグ検査体制の充実

危険ドラッグの規制・取締りの強化に伴い、都道府県においても「危険ドラッグ検査体制」の充実強化が急務の課題となっており、都道府県が行う検査機器の購入等の経費に対し、支援を行うこと。

4 新たな観点に立った「効果的な規制手法」の確立

国・都道府県はもちろん、大学や製薬企業の研究機関などの協力も得るなど、我が国の英知を集結し、「危険ドラッグになり得る物質」の範囲を明確にし、流通に先駆けてその全てを規制するなど、いわゆる「イタチごっこ」の状況に対抗しうる「新たな規制手法」を確立すること。

5 違反に対する厳格な処分の実施

危険ドラッグに含まれる指定薬物の販売・所持に係る薬事法違反については、その事実を明らかにし検察庁へ送致しても、「犯意性が不明確」としてその大部分が不起訴処分とされる。

店舗やインターネット等による危険ドラッグの販売が未だに横行している現状に鑑み、薬事法の規制が危険ドラッグの販売等に対する「実効ある抑止力」となるよう、違反者に対する厳格な処分が可能となる法解釈の運用とその徹底を図られたい。

平成26年9月23日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	三日月大造
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	松井 一郎
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門
委員	京都市長	門川 大作
委員	大阪市長	橋下 徹
委員	堺市長	竹山 修身
委員	神戸市長	久元 喜造